

2016年6月27日 全3頁

英国 EU 離脱決定後の離脱プロセス

EU 条約第 50 条による離脱プロセス

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

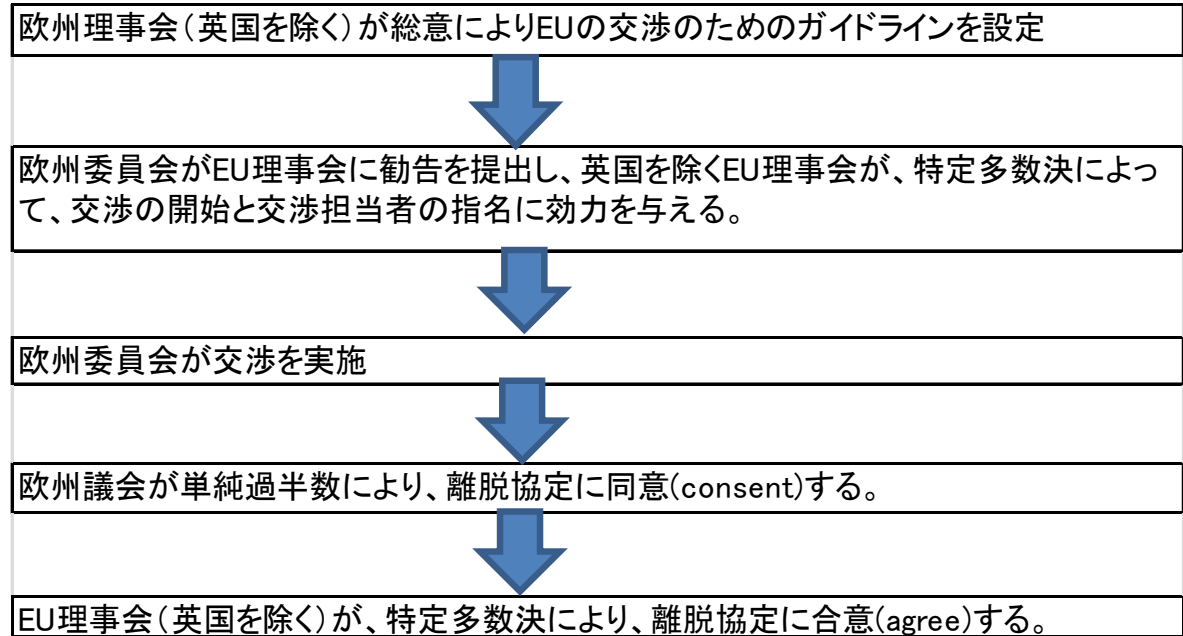
- 2016年6月24日、英国の国民投票で、英国のEU離脱の方針が決められた。
- 本稿では、EU基本条約第50条や英国政府の解説に基づき、今後の離脱プロセスについて説明する。

EU基本条約第50条および、英国政府の解説“The process for withdrawing from the European Union”によれば、次のようなプロセスとなる。

- ◇英国がEUからの離脱の意図を欧州理事会 (the European Council) に通告する
- ◇その際に、欧州理事会 (英国を除く) は欧州委員会が離脱協定 (withdrawal agreement) を交渉するためのガイドラインを総意 (consensus) によって決める。総意は英国以外の各加盟国の賛同による。
- ◇上記の欧州理事会によって規定されたガイドラインを踏まえて、EUは、英国とEUとの将来の関係のための枠組み (フレームワーク) を考慮に入れて、離脱について英国と交渉し協定を締結する。
- ◇最終的な離脱協定は、EU側と英国側の両方によって合意 (agree) される必要がある。EU側では、英国以外の加盟国の特定多数決 (enhanced qualified majority voting) が必要である (1カ国でも反対すれば不可ということではないが、重要なレベルでの賛同が必要ということ、27加盟国のうち人口の65%にあたる20カ国による合意が必要)。
- ◇離脱協定は、欧州議会の承認 (approve) も必要になる。この承認は、751名の欧州議会議員の単純過半数 (a simple majority) (英国からの議員も英国がまだ正式にはEUのメンバーである限りは投票可能) による。
- ◇EUの条約は、離脱協定が効力を発効する日または離脱協定がない場合は、英国からEUへの離脱の通告後2年で、英国に適用されなくなる。ただし、加盟国の全会一致の同意を得られれば、欧州理事会が期間の延長を決定できる。

◇英国と残りの EU 加盟国の今後の関係の詳細については、離脱合意に沿って EU の各条約に述べられた詳細な手続により交渉されるべき個別の協定で決定されることになる。

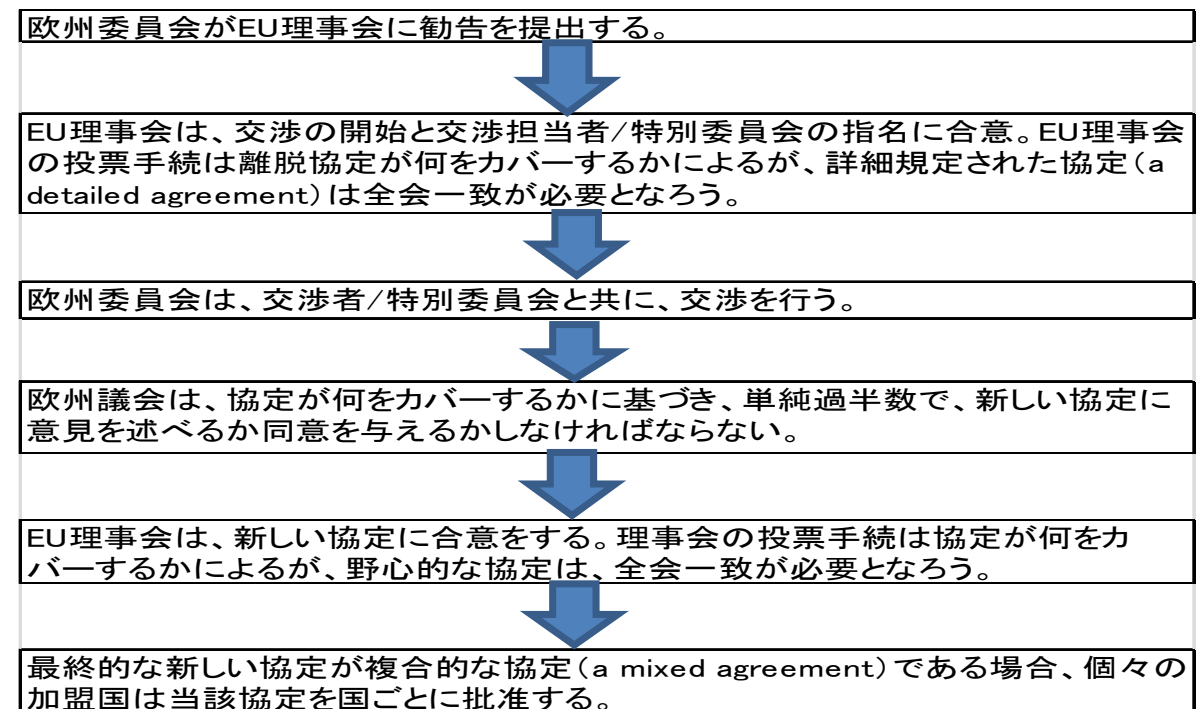
図表 1 EU 基本条約第 50 条による離脱協定



(注) 欧州理事会は“the European Council”で全加盟国の首相・大統領が集う。EU 理事会は“the Council of the EU”で加盟国の閣僚が集う。

(出所) GOV.UK web site “The process for withdrawing from the European Union”

図表 2 EU (英国を除く) との新しい協定



(注) mixed agreement とは EU のみならず加盟国各国の合意が必要な協定をいう。

(出所) GOV.UK web site “The process for withdrawing from the European Union”

金融サービスについては、多くの EU 規則が直接適用され、多くの EU 指令が英国の法律に反映されている。その範囲は銀行、保険、ホールセール、リテール投資のプルーデンシャル（自己資本比率等）やビジネスの行為規制、市場のインフラや支払、清算、決済システムの規制など広範囲で多岐にわたる。EU 離脱決定後は、既存の EU 規則等をどのようにして国内法制化するかが問題となる。

また、域内のシングルパスポートにより EU 加盟国で幅広く事業を行っている英国の（又は英国でパスポートを得た）金融サービス業者についての今後の対応や、逆に、英国で事業を行う、他の EU 加盟国を本国とする（又は他の EU 諸国でパスポートを得た）金融サービス業者の英国での事業をどのように取り扱うかが問題となることが指摘されている。